

「私たちのやくそく」

1. 服装

「服装や頭髮は中学生らしいものとする。常に清潔であり、華美にならないようにする。」

- ①服装は、標準服を基本とする。ネクタイ・リボンは特別の場合に着用する。
- ②校章は上着の襟につける。
- ③シャツは、白ワイシャツ、白ブラウス、(丸襟・角襟ともに可)、白ポロシャツ、(ワンポイントはよい)とし、すそはズボン、スカートの中に入れて着用する。ズボン着用の際はベルトも着用する。
- ④靴はかかとを踏んだりせずにきちんと履く。下履き・中履き・体育館履きは区別し、上履きで外に出たり、下履きでスノコや校内に上がったりしない。
- ⑤冬服の着用は4～5月、10月～3月・夏服の着用は6～9月を基本とし、天候や健康状態などにより夏服・冬服のどちらを着用してもよい。
- ⑥通学用の靴は運動靴が望ましい。ただし、体育の授業がない日は革靴も可とする。
- ⑦登下校で防寒具を着用してもよいが校舎内では着用しない。

2. 持ち物

- ①学習に使用しないものは持ってこない。
- ②携帯電話は原則として禁止する。
- ③貴重品は持ってこない。必要がありもってきたときは、朝、担任の先生に預ける。

3. 登下校

- ①8時40分を始業時刻とし、その時間までに教室に入り、着席する。
- ②自転車での通学は認めない。(※バス通学も原則禁止である。)
- ③登下校中の買い食いはしない。学校の帰りにコンビニ等に寄らない。
- ④登校後は先生の許可なく校外へ出ない。

昼食購入のための外出はできないので、登校時に買っておく。

- ⑤最終下校時刻(校門を出る時間)

● 生徒活動	4～9月	18:00	
	10月	17:30	
	11～1月	17:00	
	2月	17:30	
	3月	18:00	(日の入りによって変更もある)

4. 昼食・飲み物

- ①水筒を持参してもよい。(ペットボトルを容器として使用してもよい。ただし、必ず持ち帰る)中身は炭酸は不可とする。ビン、缶、紙パック類は禁止とする。
- ②昼食時に出たごみは持ち帰る。
- ③自動販売機を利用できる時間は朝8時35分まで、昼休み、放課後とし、授業間の休み時間や昼食前に購入することはできない。

5. その他

- ①学校内外を問わず、生徒間の物の売り買いをしてはいけない。
- ②校内の美化を心がけ、施設や備品は大切に扱う。

生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は、横浜市立あざみ野中学校生徒会とする。

第2条 この会は、横浜市立あざみ野中学校生徒全員を会員として成り立つ。
この会は、会員の自主的な活動を重視し、お互いの協力によって学校生活が充実して向上することを目的とする。

第2章 本部役員および機関

第4条 この会には、次の本部役員をおく。

会長 1名 ， 副会長 2名 ， 書記 2名 ， 会計 2名

第5条 本部役員は、生徒会本部役員の選挙規定に基づき本会会員より選出される。

第6条 本部役員の任期は、11月から翌年10月までの1年間とし、再選を認める。

第7条 会長は生徒会を代表し、副会長は会長を助け、会長に事故のあるときにはその会務を代行する。書記は、各会の内容を正確に記録する。会計は、本会の会計をまとめる。

第8条 本部役員は欠員が生じた場合、会員の補欠選挙により選出する。

第9条 この会には、次の機関をおく。

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 生徒総会 | 2. 中央委員会 | 3. 役員会 |
| 4. 専門委員会 | 5. 学年学級委員会 | 6. 特別委員会 |

第3章 生徒総会

第10条 生徒総会は、生徒会の最高の議決機関とする。

第11条 生徒総会は、全会員をもって構成し、定例総会は、毎年1回、前期に開かれる。ただし、必要に応じて開くことができる。臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があったとき、または、会長が必要と認めたときに開かれる。総会は会長が招集する。

第12条 生徒総会の議長は会員から、2名募集する。応募がないときは、中央委員会が互選する。ただし、議長と役員、専門委員長は兼任できない。

第13条 生徒総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことはできない。

第14条 生徒総会は、出席者の過半数の賛成で議決する。賛否同数の場合は議長が決定する。

第4章 生徒会本部役員

第15条 生徒会本部役員は、本部役員で構成し、会長が必要に応じて招集する。

第16条 生徒会本部役員会は、生徒会の執行機関であり、生徒総会、中央委員会に議案を提出する。

第5章 中央委員会

第17条 中央委員会は、生徒総会につぐ議決機関であり、各学級より選出された男女各1名の学級委員、生徒会本部役員、各専門委員長で構成され、生徒会内の諸問題を討議し、解決する。この会は、互選により委員長を選出する。

第18条 中央委員会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、原則として期1回とする。

第19条 中央委員会は、その委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことはできない。

第20条 中央委員会の議案議決の方法は、第14条と同じとする。

第6章 専門委員会

第21条 本会は、次の専門委員会を置く。

1. 生活委員会
2. 図書委員会
3. 保健委員会
4. 放送委員会
5. 美化防災委員会

第22条 各専門委員会は、各学級委員会より選出された男女各1名の委員で、構成される。

第23条 各学級の専門委員の任期は、前期・後期の2期制とする。ただし、3年生については任期を1年とする。

追記 各学級に専門委員長がいる場合は、専門委員長を含めた男女1名の委員としてもよい。

第24条 各専門委員長は、別に設ける選挙規定に基づき、本会会員より選出される。

第25条 各専門委員長の任期は、11月から翌年10月までの1年間とし、再選を認める。

第7章 学年学級委員会

第26条 学年学級委員長は、各学級より選出された男女各1名の委員によって構成され、学年に関する事項を協議し決定する。委員の任期は前期、後期の2期制とし、情事に2つ以上の代表を兼ねてはいけない。ただし、3年生については、中央委員としての任期を2月までの決められた日までとする。この会は、互選により委員長を選出する。

第8章 会計

第27条 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年の3月に終わる。

第28条 会計は定例総会に予算案を提出し、決算報告を行う。

第9章 選挙管理委員会

第29条 選挙管理委員会は、各学級より1名の委員で構成され、委員長を互選する。委員は、その他の委員、役員を兼ねることはできない。

第30条 選挙管理委員会は、生徒会選挙全般に対する管理事務を行う。

第10章 顧問その他

第31条 顧問は、本校教師とする。

第32条 顧問は、種々の会議に出席し、指導助言をすることができる。

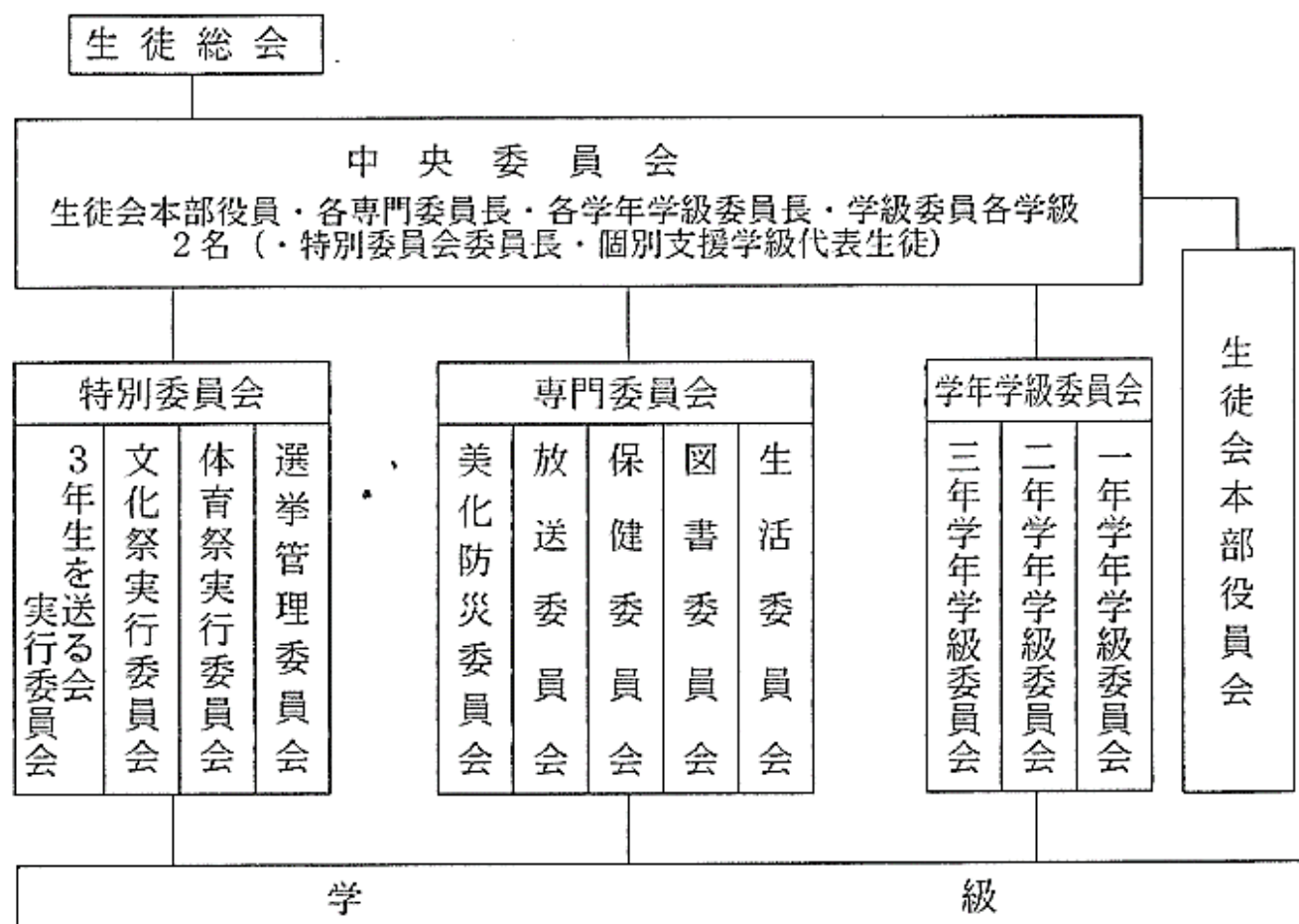
第33条 生徒会に関する議決事項は、職員の承認を経たのち、施行するものとする。

第34条 生徒会本部役員のリコールは、評議員の3分の2以上、または会員の3分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は、それを審査して正当と認めた場合、全会員の投票により過半数賛成により決定する。

第35条 本会会則の改正及び修正は、生徒総会または中央委員会で提案し、生徒総会の場合、参加者の3分の2以上の賛成、中央委員会の場合、過半数の賛成を必要とする。また、中央委員会で改正及び修正する場合、参加者の過半数が必要であると判断した場合、生徒総会での賛成も必要とする。

付則 本会会則は、平成29年5月24日より施行する。

生徒会組織図



生徒会選挙規定

生徒会役員選挙と専門委員長役員及び選挙管理委員会については、生徒会規約等第2章第4条第6条と第6章第21条第25条で定められた通りであるが、さらに第9章第29条第30条にもとづき、次の5項について規定する。

1. 選挙の期間

役員専門委員長の選挙は、9月から10月の間に行う。

2. 立候補及び立候補資格認定

生徒会会員は、役員選挙、専門委員長選挙に立候補する資格を有する。

3. 選挙の手順とその期間

イ. 選挙公示

ロ. 立候補届出 公示当日以降

ハ. 立候補許可 届出最終日のあくる日

ニ. 選挙運動 4日間以上

ホ. 投票

ヘ. 開票

4. 当選及び決選投票

イ. 当選には、投票数の3分の1以上の得票を要する。従って、立候補者が多数のため最高得票者の票数が投票数の3分の1に満たないときは、上位2名の立候補者による決選投票を行う。

ロ. 信任投票の場合は、得票数の過半数の得票を要する。

5. その他具体的な事からは、選挙管理委員会の決定による。

図書館利用について

図書委員会

1. 閲覧，貸出しは，月～金曜日の昼休みと，放課後の開館日に行います。
2. 貸出しは基本的に1人1回3冊，期間は2週間とします。（読み切れないときは，再度手続きをしてください）長期休業前には特別貸出し（夏休み10冊，冬休み6冊）を行っています。
3. 借りるときの手続きは，コンピュータで管理しています。
カウンターで自分の学年・クラス・出席番号を言い，借りたい本を出してください。
図書委員が手続きをします。
4. 本の予約ができます。図書館へ直接申し出るか，「書誌検索予約システム」を利用してください。本システムの利用は，あざみ野中学校の生徒・教職員限定です。

<https://private.calil.jp/gk-2003657-kda6z/>

5. 本のリクエストは年に数回行っています。
6. 雑誌の貸出しについて
バックナンバーが借りられるものに，目印がついています。
本の貸出しとは別に，ひとり2冊，2週間借りられます。カウンターでノートに記載し，手続きしてください。
7. 返却したい本は，図書館前の「返却ボックス」に入れてください。
8. 図書館内のマナー
 1. 館内では，静かにしましょう。
 2. マンガ等，図書館の本には貸出し禁止の物があります。（赤の禁帯出ラベルがついています。）持ち出さないようにしましょう。
 3. 閲覧後，本をもとの位置に戻しておきましょう。
 4. カウンターの上のものに手をふれないでください。
 5. 展示している本を借りたい時は，図書委員に声をかけましょう。
 6. 本についての質問は図書委員または図書の先生にしてください。
 7. 図書委員以外，カウンターの中へ入らないでください。
 8. 自動販売機で購入した飲み物は，持ち込みできますが館内で飲むことはできません。
図書委員の指示で，所定の場所においてください。
 9. 返却が遅れた人には，その旨お知らせします。
10. 年間でたくさん本を借りた人は表彰します。（上位10名）
11. 放課後開館について

週1回程度実施します。開館日は放送で告知します。学習や談笑目的では利用できません。利用者は記録簿へ記入してください。

【放課後 開館時間】

6時間授業：15:45～16:15

5時間授業：14:45～15:15

0類 総記	6類 産業
1類 哲学	7類 芸術（美術・音楽・体育・娯楽）
2類 歴史	8類 言語
3類 社会科学	9類 文学
4類 自然科学	
5類 工学・工業	

注意事項

- (1) 生徒証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、提示すること。
- (2) 生徒証は他人に貸与・譲渡することはできない。
- (3) 生徒証を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出ること。
- (4) 生徒証は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業等によって学籍を失ったときは、その効力を失う。
- (5) 学校ホームページは右の QR コードから。

